認知症対応型共同生活介護（グループホーム）施設整備に係るチェックシート

| № | 内容 | 条文 | チェック | 不可の場合、その理由 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ◆人員に関すること | | | | |
| 1 | 介護従業者の員数は、共同生活住居（ユニット）ごとに常勤換算方法で、夜間及び深夜以外の時間帯は３：１を満たしていること | 条例第110条第1項 | 可  予定  不可 |  |
| 2 | 夜間及び深夜の時間帯は、ユニットごとに介護従業者を１名以上配置すること | 条例第110条第1項 | 可  予定  不可 |  |
| 3 | 介護従業者のうち１名以上の者は常勤であること | 条例第110条第3項 | 可  予定  不可 |  |
| 4 | 保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者を専従の計画作成担当者として配置すること | 条例第110条第5項 | 可  予定  不可 |  |
| 5 | 計画作成担当者は必要な研修（実践者研修又は基礎課程）を修了していること | 条例第110条第6項 | 可  予定  不可 |  |
| 6 | 計画作成担当者のうち１名以上の者は介護支援専門員であること  （サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は研修修了者でも可） | 条例第110条第7項  条例第110条第9項 | 可  予定  不可 |  |
| 7 | ユニットごとに専従かつ常勤の管理者を配置すること  （ただし、管理上支障がない場合は他の職務に従事することができる） | 条例第111条第1項 | 可  予定  不可 |  |
| 8 | ユニットの管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること | 条例第111条第3項 | 可  予定  不可 |  |
| 9 | ユニットの管理者は、必要な研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了していること | 条例第111条第3項 | 可  予定  不可 |  |
| 10 | 指定認知症対応型共同生活介護事業者（事業者）の代表者は、次のいずれかに該当する者であること  ①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する  ②保健医療サービス又は福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する | 条例第112条 | 可  予定  不可 |  |
| 11 | 事業者の代表者は、必要な研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了していること | 条例第112条 | 可  予定  不可 |  |
| ◆設備に関すること | | | | |
| 12 | ユニットの数は１以上３以下であること（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は１又は２であること） | 条例第113条第1項 | 可  予定  不可 |  |
| 13 | ユニットの入居定員は５人以上９人以下であること | 条例第113条第2項 | 可  予定  不可 |  |
| 14 | 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けていること（居間及び食堂は同一の場所であっても可） | 条例第113条第2項  条例第113条第5項 | 可  予定  不可 |  |
| 15 | 居室の定員は１人であること（夫婦で利用する等利用者の処遇上必要と認められる場合は２人部屋とすることも可） | 条例第113条第3項 | 可  予定  不可 |  |
| 16 | 居室の床面積は７．４３㎡以上であること | 条例第113条第4項 | 可  予定  不可 |  |
| 17 | 事業所の立地は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される場所にあること | 条例第113条第6項 | 可  予定  不可 |  |
| 18 | 次の消防用設備等を備えていること  ①消火器【全施設】  ②屋内消火栓設備【延床面積700㎡以上】  ③スプリンクラー設備【全施設】  ④自動火災報知設備【全施設】  ⑤消防機関へ通報する火災報知設備【全施設】  ⑥警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具【収容人員（当該建物に出入し、勤務し、又は居住する者の数）20人以上50人未満】  ⑦非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン又は放送設備）【収容人員50人以上】  ⑧避難器具（２階：滑り台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、避難用タラップ）【２階以上の階で収容人員20人以上】  ⑨誘導灯及び誘導標識【全施設】 | 消防法第17条第1項  消防法施行令第6条他 | 可  予定  不可 |  |
| 19 | 設置した消防用設備等について消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けていること | 消防法第17条の3の2  消防法施行令第35条第1項第1号イ | 可  予定  不可 |  |
| 20 | 消防用設備等について、定期に消防設備士等に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告していること | 消防法第17条の3の3 | 可  予定  不可 |  |
| ◆運営に関すること | | | | |
| 21 | ユニットの管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならないこと（ユニットの管理上支障がない場合は可） | 条例第121条 | 可  予定  不可 |  |
| 22 | 事業者は、ユニットごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと  ①事業の目的及び運営の方針  ②従業者の職種、員数及び職務内容  ③利用定員  ④指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  ⑤入居に当たっての留意事項  ⑥非常災害対策  ⑦虐待の防止のための措置に関する事項  ⑧その他運営に関する重要事項 | 条例第122条 | 可  予定  不可 |  |
| 23 | 事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこと | 条例第123条第1項 | 可  予定  不可 |  |
| 24 | 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること  また、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること | 条例第123条第3項 | 可  予定  不可 |  |
| 25 | 事業者は、あらかじめ協力医療機関を定めておくこと | 条例第125条第1項 | 可  予定  不可 |  |
| 26 | 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること | 条例第125条第7項 | 可  予定  不可 |  |
| 27 | 事業者は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えること | 条例第125条第8項 | 可  予定  不可 |  |
| 28 | 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと | 条例第127条第1項 | 可  予定  不可 |  |
| 29 | 事業者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること | 条例第128条により準用する条例第38条第1項 | 可  予定  不可 |  |
| 30 | 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること | 条例第128条により準用する条例第59条の17第1項 | 可  予定  不可 |  |

※「条例」＝茂原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

　 「法」 ＝介護保険法

　「政令」＝介護保険法施行令

【その他】

上記チェックシートのほか、関係法令等をよく熟知し、適切な施設整備・運営が出来る体制を整えてください。